



# 栃木県公報

平成26年  
12月22日(月)  
号外  
第74号

## 目次

### 条 例

○栃木県民生委員定数条例の制定	3
○栃木県地域医療介護総合確保基金条例の制定	4
○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定	5
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	15
○とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例等の一部改正	16
○栃木県道路占用料徴収条例の一部改正	17
○栃木県屋外広告物条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	19
○職員の給与に関する条例等の一部改正	20
○栃木県公立学校職員給与条例等の一部改正	62
○栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	77

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇栃木県民生委員定数条例の制定（栃木県条例第58号）

- 1 民生委員法の一部改正に伴い、民生委員の定数を定めるため、条例を制定することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇栃木県地域医療介護総合確保基金条例の制定（栃木県条例第59号）

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条に規定する都道府県事業（以下「都道府県事業」という。）の財源に充てることを目的とする栃木県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置するため、次のとおり条例を制定することとしました。

- 1 積立て（第2条関係）  
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとしました。
- 2 処分（第6条関係）  
基金は、都道府県事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしました。
- 3 その他  
基金の管理に関し必要な事項を定めることとしました。
- 4 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定（栃木県条例第60号）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、条例を制定することとしました。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

### ◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第61号）

- 1 栃木県権限移譲実施計画に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表第1関係）
- 3 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、平成27年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

### ◇とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例等の一部改正（栃木県条例第62号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。

- (1) とちぎりハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例（第3条関係）
- (2) 栃木県看護職員修学資金貸与条例（第7条関係）
- (3) 栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（附則第2項関係）
- (4) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第52条関係）
- (5) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）

2 この条例は、平成27年1月1日から施行することとしました。

◇栃木県道路占用料徴収条例の一部改正（栃木県条例第63号）

1 道路占用料の徴収区分及び額を改定することとしました。（別表関係）

2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県屋外広告物条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第64号）

1 栃木県屋外広告物条例関係

(1) 屋外広告物法第28条に規定する事務を新たに那須塩原市が処理することとしました。（第30条の3関係）

(2) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例関係

(1) 知事の権限に属する事務の一部を新たに那須塩原市が処理することとしました。（別表第1関係）

(2) 所要の規定の整備をすることとしました。

3 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、規則で定める日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇職員の給与に関する条例等の一部改正（栃木県条例第65号）

職員の給与を改定すること等のため、職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）等について、次のとおり改正することとしました。

1 給料表の改定（給与条例別表第1～別表第4、任期付職員条例別表第1～別表第5及び任期付研究員条例第5条関係）

(1) 若年層に重点を置き、平成26年度の給料表の給料月額を引き上げることとしました。

(2) 若年層等を除き、平成27年度以降の給料表の給料月額を引き下げることとしました。

2 諸手当の改定等

(1) 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に係る支給月額の限度額を412,200円（現行410,900円）に改定することとしました。（給与条例第9条の3関係）

(2) 地域手当について、栃木県の区域内における支給割合を100分の3.3（現行100分の2.5）に改定することとしました。（給与条例第11条の2関係）

(3) 通勤手当について、自動車等使用に係る手当額を引き上げることとしました。（給与条例第12条並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則別表第2及び別表第3関係）

(4) 単身赴任手当について、基礎額を月額30,000円（現行23,000円）に、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算する額の限度額を月額70,000円（現行45,000円）に改定するとともに、再任用職員に対し、新たに支給することとしました。（給与条例第12条の2及び第21条の3関係）

(5) 管理職員特別勤務手当について、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給することとしました。（給与条例第18条の2関係）

(6) 職員の勤勉手当について、平成26年12月期の支給割合を100分の82.5（現行100分の67.5）に、平成27年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の75に改定することとしました。（給与条例第20条の4関係）

(7) 知事等の期末手当について、平成26年12月期の支給割合を100分の170（現行100分の155）に改定し、平成27年度以降の6月期の支給割合を100分の147.5（現行100分の140）に、12月期の支給割合を100分の162.5に改定することとしました。（知事等の給与及び旅費に関する条例第4条関係）

(8) 寒冷地手当について、支給対象を、寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会規則で定める事務所に在勤する職員とすることとしました。（給与条例第21条関係）

(9) 55歳を超える特定職員の給料月額等の減額支給の期間を、平成30年3月31日までの間とすることとしました。（給与条例附則第7項関係）

## 3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2の(3)の一部は平成27年1月1日から、1の(2)、2の(2)、(4)、(5)、(6)（平成27年度以降の支給割合に係る部分に限る。）、(7)（平成27年度以降の支給割合に係る部分に限る。）、(8)及び(9)は同年4月1日から施行することとしました。
- (2) 1の(1)及び2の(1)並びに2の(3)の一部は平成26年4月1日から、(6)（平成26年12月期の支給割合に係る部分に限る。）及び(7)（平成26年12月期の支給割合に係る部分に限る。）は同年12月1日から適用することとしました。
- (3) 所要の経過措置を規定することとしました。

## ◇栃木県公立学校職員給与条例等の一部改正（栃木県条例第66号）

公立学校職員の給与を改定すること等のため、次のとおり改正することとしました。

## 1 教育職給料表の改定（栃木県公立学校職員給与条例別表第1及び別表第2関係）

- (1) 若年層に重点を置き、平成26年度の教育職給料表の給料月額を引き上げることとしました。
- (2) 若年層を除き、平成27年度以降の教育職給料表の給料月額を引き下げることとしました。

## 2 諸手当の改定等

- (1) 管理職員特別勤務手当について、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、勤務1回につき3,000円を超えない範囲内の額を支給することとしました。（栃木県公立学校職員給与条例第11条の2関係）
- (2) 55歳を超える特定職員の給料月額等の減額支給の期間を、平成30年3月31日までの間とすることとしました。（栃木県公立学校職員給与条例附則第17項関係）
- (3) 本務校において昼間課程に勤務する者が他の学校の昼間課程の勤務に従事した場合に支給する兼務職員の特殊勤務手当を廃止することとしました。（栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第5条関係）
- (4) 夜間本務職員の特殊勤務手当を廃止することとしました。（栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第6条関係）
- (5) 教員特殊業務手当の支給日額の限度額を16,000円（現行12,800円）に改定することとしました。（栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第13条関係）

## 3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2の(5)は平成27年1月1日から、1の(2)及び2の(1)～(4)は同年4月1日から施行することとしました。
- (2) 1の(1)は、平成26年4月1日から適用することとしました。
- (3) 所要の経過措置を規定することとしました。

## ◇栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（栃木県条例第67号）

- 1 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職員に対して、管理職員特別勤務手当を支給することとしました。（第12条の2関係）
- 2 再任用職員に対し、新たに単身赴任手当を支給することとしました。（第20条関係）
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

**条 例**

栃木県民生委員定数条例を以下に公布する。

平成二十六年十一月二十二日

栃木県知事 福田 富 一

## 栃木県条例第五十八号

## 栃木県民生委員定数条例

民生委員法（昭和二十二年法律第九十八号）第四条第一項の規定により、民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

足利市	三百三十一人
栃木市	三百九十二人
佐野市	二百七十四人
鹿沼市	二百九人人
日光市	二百三十六人
小山市	二百九十二人
真岡市	百四十八人
大田原市	百四十五人
矢板市	七十二人
那須塩原市	二百十二人
さくら市	七十九人
那須烏山市	七十七人
下野市	百八人
河内郡上三川町	五十八人
芳賀郡益子町	四十七人
芳賀郡茂木町	四十三人
芳賀郡市貝町	二十七人
芳賀郡芳賀町	三十四人
下都賀郡壬生町	七十人
下都賀郡野木町	四十六人
塩谷郡塩谷町	三十二人
塩谷郡高根沢町	五十二人
那須郡那須町	五十二人
那須郡那珂川町	五十三人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県地域医療介護総合確保基金条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十九号

栃木県地域医療介護総合確保基金条例

(設置)

第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十

四号) 第六条に規定する都道府県事業 (以下「都道府県事業」という。) の財源に充てるため、栃木県地域医療介護総合確保基金 (以下「基金」という。) を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、都道府県事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(医療政策課)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第六十号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則 (第一条―第四条)
- 第二章 人員に関する基準 (第五条・第六条)
- 第三章 運営に関する基準 (第七条―第三十二条)
- 第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準 (第三十三条)
- 第五章 雑則 (第三十四条)

附 則

第一章 総則

(趣旨)

**第一条** この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十七條第一項第一号、第七十九條第二項第一号（法第七十九條の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第八十一條第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この条例における用語の意義は、法の例による。

(基本方針)

**第三条** 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等の事業を行う者（以下「指定居宅サービス等事業者」という。）に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(法第七十九條第二項第一号の条例で定める者)

**第四条** 法第七十九條第二項第一号（法第七十九條の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

## 第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第五条** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるもの（次條第二項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

(管理者)

**第六条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 1 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- 2 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

### 第三章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

**第七条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十一条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第三条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明し、当該利用者の理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合は、第一項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（サービス提供拒否の禁止）

**第八条** 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第九条** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に当該指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

**第十条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

（要介護認定の申請に係る協力）

**第十一条** 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けて

いない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていないときは、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第十二条** 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

**第十三条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際に利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、これに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第十四条** 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援について前条第一項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

**第十五条** 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

**第十六条** 指定居宅介護支援の方針は、第三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 1 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。



- 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供の方法等について、理解しやすいように説明すること。
- 三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、当該利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
- 四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めること。
- 五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に当該利用者又はその家族に対して提供すること。
- 六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- 七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、当該利用者及びその家族に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。
- 八 介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- 九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができること。
- 十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容

について利用者又はその家族に対し説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を当該利用者及び当該担当者に交付すること。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握（当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス等事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

十三 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、当該利用者及びその家族、指定居宅サービス等事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによること。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。

ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合において、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができること。

イ 利用者が要介護更新認定を受けた場合

ロ 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号の規定による居宅サービス計画の変更について準用すること。

十六 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となつたと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

十七 介護支援専門員は、介護保険施設、病院、診療所等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があつた場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。

十八 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めること。

十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行い、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位

置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分留意するものとし、当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、当該短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね二分の一を超えないようにすること。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合は、その理由を当該居宅サービス計画に記載すること。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。

二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、当該利用者による趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、当該利用者の理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。

二十四 介護支援専門員は、利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

（法定代理受領サービスに係る報告）

**第十七条** 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（同条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

**第十八条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

**第十九条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為により保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

**第二十条** 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章(この条を除く。)の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

(運営規程)

**第二十一条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第二十二条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確

保しなければならない。

(設備及び備品等)

**第二十三条** 指定居宅介護支援事業所には、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(健康管理)

**第二十四条** 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

**第二十五条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

**第二十六条** 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用する場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

**第二十七条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(指定居宅サービス等事業者からの利益收受の禁止等)

**第二十八条** 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の指定居宅サービス等事業者によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス等事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して指定居宅サービス等事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該指定居宅サービス等事業者から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

**第二十九条** 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計

画に位置付けた指定居宅サービス等（以下「指定居宅介護支援等」という。）に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、その提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

**第三十条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害を賠償すべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

（会計の区分）

**第三十一条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

**第三十二条** 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間（第四号及び第五号に掲げる記録にあつては、二年

間)保存しなければならない。

- 一 第十六条第十二号の規定による指定居宅サービス等事業者との連絡調整に関する記録
- 二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
  - イ 居宅サービス計画
  - ロ アセスメントの結果の記録
- ハ 第十六条第九号の規定によるサービス担当者会議の開催等の記録
- ニ モニタリングの結果の記録
- 三 第十九条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第二十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 第三十条第二項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

**第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準**

(準用)

**第三十三条** 第三条、第二章及び前章（第二十九条第六項及び第七項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは、「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の」と読み替えるものとする。

**第五章 雑則**

(規則への委任)

**第三十四条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(高齢対策課)

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

栃木県知事 福田 富 一

**栃木県条例第六十一号**

**栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の二の項及び六の三の項中「茂木町」の下に「芳賀町」を加え、同表十八の二の項中「及び那須塩原市」を「那須塩原市及びさくら市」に改め、同表二十二の二の項中「大田原市」の下に「那須烏山市」を加え、同表二十九の二の項中「小山市」の下に「真